

佐倉市部活動の在り方に関するガイドライン

令和6年12月

佐倉市教育委員会

目 次

<u>1 はじめに</u>	1
<u>2 本ガイドライン策定の趣旨</u>	2
<u>3 学校部活動</u>	2
(1) 適切な運営のための体制整備	2
①学校部活動に関する方針の策定	2
②指導・運営に係る体制の構築	3
(2) 合理的かつ効果的な活動の推進	3
(3) 適切な休養日等の設定	4
(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	4
(5) 学校部活動としての地域連携	5
<u>4 地域移行クラブ</u>	5
(1) 休日学校部活動を地域移行する意義・目的	5
(2) 休日の学校部活動の地域移行に関する達成時期の取り扱い	5
(3) 運営団体	6
(4) 適切な休養日等の設定	6
(5) 責任の所在と保険の加入	7
(6) 大会等への引率について	7
(7) 費用について	7
<u>5 安全に配慮した体制整備</u>	7
(1) 安全確認と点検について	8
(2) 事故や災害等への対応と体制について	8
(3) 熱中症への対応について	8

1 はじめに

学校部活動については、学校教育の一環として行われるが、教育課程外の活動という位置づけとなっている。生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動においては、スポーツや文化等に親しませるとともに、その活動の中で、責任感や連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力を育成することが求められている。

これまで、学校部活動は、誰もが手軽にスポーツ・文化芸術活動に触れられることで、健康で豊かな生活を実践する入口を提供してきただけでなく、社会性の獲得、家庭環境に起因する学校外活動の格差是正等、子どもたちの心身の健全育成に貢献してきた。

一方で、学校部活動の運営は、必ずしも教師が担う必要のない業務でありながら、教師の献身的な支えにより実現されてきた。教職員の中には、自身の競技経験がなかったり、専門外だったたりする部活動を担当し、過度な責任と負担を感じながらも、「子供たちのために」と懸命に業務にあたっている者もいる。

また、全国的に少子化が進行する中、佐倉市においても生徒数は年々減少傾向にあり、種目によっては、部員減少に伴い活動の維持が困難になったり、合同チームでの大会参加となったりすることも散見される。こうした背景を考慮しつつ、学校部活動の在り方について、以下の点を踏まえて、佐倉市の方針を設定した。

- 教師の働き方を見直し、教師が教師でしか担うことのできない授業や生徒と向き合う時間に注力できる環境を整備すること
- 学校を地域社会の一部として、子供たちがいきいきと活動できる場を提供できるようにすること
- 子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しむことができる機会を確保すること

本方針は、学校部活動が担ってきたスポーツ・文化芸術活動の教育的意義や役割を継承しつつ、地域の教育資源や、幅広い年代による地域社会の特性を活かし、誰でも自分なりの関わり方を選ぶことのできる新たなスポーツ・文化芸術活動の基盤の構築を目指すものである。佐倉市における望ましい学校と地域の連携の在り方について本ガイドラインにより整理する。

学校と地域が一体となり、誰もがスポーツ・文化芸術活動に触れることができる持続可能な体制整備を構築し、生涯にわたって豊かな生活を営むことができる地域社会が実現できるよう、「佐倉市立小・中学校に係る部活動のガイドライン」(平成31年改)を全面的に改定する。

2 本ガイドライン策定の趣旨

(1) 趣旨

本ガイドラインは、県の方針に則り、佐倉市において、学校と地域が協働で子供たちのスポーツ・文化芸術活動の環境を整備するにあたり、持続可能な体制となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方を示すとともに、佐倉市の実情に合った新たな地域によるクラブ活動（以下地域移行クラブ）を推進するための考え方を示すものである。

(2) 対象

ア 本ガイドラインは、中学校の生徒の学校部活動及び地域移行クラブ活動を主な対象とする。

イ 本ガイドラインのうち「3 学校部活動」「5 安全に配慮した体制整備」については、小学校の課外の活動（陸上競技や器楽、合唱など）についても原則として適用する。

3 学校部活動

学校部活動は、学校教育の一環として行われ、教育課程との関係は以下のとおりである。

中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(1) 適切な運営のための体制整備

①学校部活動に関する方針の策定

ア 校長は、本ガイドラインに則り、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画を作成し、校長に提出する。

※巻末の「別紙資料①～③」を参照（教職員にとって過度な負担とならないよう留意し、学校独自で様式を設定しても構わない。）

イ 校長は、前記アの活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。

②指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、教師だけでなく、社会人活用事業等による（ボランティア含む）外部人材を活用した適切な指導者（以下外部人材）を確保することを基本とし、生徒や教師の数、外部人材の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消の観点から適正な数の学校部活動を設置する。
- イ 校長は、教師の学校部活動への関与について、必ずしも教師が担う必要のない業務であること及び部活動が活動時間等の上限まで実施するとは限らないものであることを、教職員だけでなく保護者とも共有し、教師の業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ウ 校長は、教師を部活動顧問に決定する際、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や出退勤時間、本人の抱える事情、外部人材の活用状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- エ 校長は、毎月の活動計画の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

（２）合理的かつ効果的な活動の推進

- ア 校長、部活動顧問、外部人材は、学校部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（バランスのとれた学校生活への配慮を含む）、活動場所における事故防止に努めるとともに、体罰・ハラスメントを根絶するという意識を全ての教職員、保護者と共有し徹底する。特に運動部活動においては、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成２５年５月 文部科学省）に則った指導を行う。
- イ 運動部活動の部活動顧問、外部人材は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ウ 文化部活動の部活動顧問、外部人材は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- エ 部活動顧問、外部人材は、生徒の技能向上や生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、生徒それぞれの目標が達成できるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、発達や性別の違いに関わらず、誰もが自主的・協同的に活動に参画できるよう、適切な指導を行う。
- オ 部活動顧問、外部人材は、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が示す指導の手引きを活用し、前記アからエに基づく指導を行う。

(3) 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が教育課程内外の諸活動、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、スポーツ医・科学の観点、前記(1)②イの視点を踏まえ、以下を基準とする。

●適切な活動時間

活動は平日を基本とし、1日の活動時間は、長くとも2時間程度とする。なお、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日に活動を行う場合は、長くとも3時間程度とする。

●休養日の設定

学期中は平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上、休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。

長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

イ 校長は、(1)①に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、前記アの基準を踏まえるとともに、本ガイドラインに則り、学校部活動の活動時間及び休養日等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

(4) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会、コンクール等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする等、多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

イ 校長は、佐倉市で認定し設置依頼している「拠点校部活動※」の主旨を理解し、生徒が円滑に活動を行うことができるようその活動を推進する。

※「拠点校部活動」とは、市が指定した学校部活動が、他校の生徒を受け入れる方式の部活動である。在籍校に希望する部活動がない生徒が対象である。生徒の多様なニーズに応え、活動の機会を保障することが目的である。令和6年度は拠点校部活動として、志津中学校女子バドミントン部、臼井中学校女子ソフトボール部が指定されている。なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度の対象となる。（拠点校部活動が「活動計画」を備えている場合に限る。）

ウ 校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにする。

（５）学校部活動としての地域連携

ア 校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形で地域のスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。

イ 校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校等との合同練習を実施することなどにより連携を深め、多様な活動機会を設ける。

4 地域移行クラブ

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものでもある。

これを踏まえ、地域クラブ活動は、学校と連携し、公立中学校において学校部活動の維持が困難となる前に、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点から、活動の機会及び質の充実を図ることが重要である。

国、県は、従来学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を、地域から支えに行く視点の重要性にも着目しつつ、地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について整理した指針を打ち出している。【スポーツ庁 文化庁：「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（令和４年１２月） 千葉県：「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」（令和５年３月）】

佐倉市では、国・県の方針・目標を受け、市や学校の実態に合わせた形で学校部活動における休日活動の主体を地域に移行する事業（部活動地域指導事業 R5 年度～）を推進している。佐倉市では本事業において立ち上げられた地域クラブを「地域移行クラブ」と呼ぶ。

（１）地域移行の意義・目的

- ①生徒・保護者のニーズへの対応（より専門的な指導を受けることが可能となる）
- ②子供たちの活動機会の確保（少子化で存続が難しい部活動への対応）
- ③教職員の負担軽減（教職員の休日出勤等に係る負担軽減）

※意義・目的を佐倉市行政、学校、保護者、地域で共有し、連携していく必要がある。

（２）地域移行の達成時期の取り扱い

地域移行をおおむね達成する目標時期について、千葉県が示す目標を踏まえ、佐倉市では次のとおり段階的なスケジュールを目途とする。

《佐倉市における部活動地域移行向のスケジュール》

年 度	実施状況・実施目標
令和５年度	・市内１部活動を地域移行クラブへ
令和６年度	・各中学校１部活動を地域移行クラブへ（全１１クラブ）
令和７年度	・市内１１の地域移行クラブを維持、継続 ・市を６地区に分割し、各活動団体を適宜統合 ・拠点校部活動の拡大
令和８年度	・全部活動（一部を除く）を地域移行クラブへ

※前年の取組を踏まえ、柔軟に対応

（３）運営団体

佐倉市では、前述のとおり令和５年度から地域移行クラブ（市内１クラブ）を実施しており、令和６年度は市内１１の地域移行クラブが活動している。その運営業務、地域団体との連携、保護者への説明、連絡等については、佐倉市が民間業者に業務委託している。

【運営団体（委託受注者）】

令和５年度：株式会社スポーツデータバンク

令和６年度：株式会社オークスベストフィットネス

※令和７年度以降は未定

（４）適切な休養日等の設定

ア 地域移行クラブ活動に取り組む時間については、競技・大会志向の強いものも含め、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域移行クラブ活動の運営団体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう本ガイドライン「１ 学校部活動」に準じ、下記の活動時間を遵守し、休養日を設定する。

その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、運営団体と学校を中心とした関係者で調整を図ることが必要である。

●適切な活動時間

１日の活動時間は、原則として３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

●休養日の設定

学校の学期中は、平日に学校部活動で１日以上、週末に地域移行クラブで１日以上、少なくとも週当たり２日以上以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、休養日を他の日に振り替える。その際、地域移行クラブ指導員と学校部活動顧問が情報を共有し、適切な休養日が設定されるよう留意すること。

学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、当該活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- イ 運営団体は、活動実態の把握に努め、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ウ 校長及び佐倉市教育委員会は、教師等に兼職兼業を許可する際、上記アも教師等の健康、本来業務への影響に関連すること、併存する学校部活動と同様に教育的意義を有することを踏まえ、地域移行クラブ活動の運営団体と適切に連携し、活動実態の把握に努め、必要な指導助言を行う。
- エ 地域移行クラブの活動時間及び休養日等については、本ガイドラインをもとに設定し、学校部活動及び地域移行クラブの差異が出ないように配慮する。また、定期試験前の一定期間の活動中止など、学校の実態とルールに沿う活動とする。

(5) 責任の所在と保険の加入

- ア 地域移行クラブの運営団体は、事故が発生した場合の管理責任の主体、補償の範囲等について、地域移行クラブ活動の指導者や生徒、そしてその保護者等に対して、事前及び定期において十分な理解を得て活動する。
- イ 地域移行クラブの運営団体は、分野・競技特性やこれまでの怪我や事故の発生状況等を踏まえるとともに、故意又は過失による賠償責任も想定した上で適切な補償内容である保険を選定し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
なお、学校部活動と休日の地域移行クラブの線引きを明確にし、学校部活動については独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度、地域移行クラブ活動については保険を利用した補償となることを配慮しなければならない。

(6) 大会等への引率について

地域移行クラブの指導者は大会の引率を単独で行うことができる。教職員の負担軽減が地域移行の意義・目的の一つであることから、休日の大会引率は地域移行クラブの指導者に委ねることが望ましい。

※校長が認めた外部人材による単独での大会引率も可とする。

(7) 費用について

佐倉市では、令和6年度において、部活動地域指導事業の推進に係る費用は、運営団体への委託料も含めすべて公費を充てている。今後については、国や県の方針等に鑑み、佐倉市として最適な形、持続可能な仕組みを検討中である。

5 安全に配慮した体制整備

スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、活動の特性に応じて、怪我や事故、熱中症等の予防だけでなく、自然災害を含めた緊急時の対応等を適切に行うことができる組織体制を整備する必要がある。特に、学校部活動と地域移行クラブ活動が併存する中、スポーツ・文化芸術活動における管理責任の所在が異なる場合においても、安全確保に関する連携に切れ目なく取り組む重要性を踏まえ、望ましい体制整備の方向性を示す。

（１）安全確認と点検について

学校及び運営団体は、部活動顧問や外部人材、地域移行クラブの指導者に対し、活動施設や道具等について日常的な安全確認や点検を行うよう、適宜、指導・是正を行う必要がある。また、ＡＥＤ等の場所や取り扱いについても漏れなく引継ぎが行われるよう配慮する。

（２）事故や災害等への対応と体制について

学校及び運営団体は、活動中の怪我や事故、自然災害等に備え、事前に対応を確認する。その際、安全確保への協力体制として、必要に応じて危機管理マニュアルを活用するなど、情報を適宜共有する連携・協力体制が重要である。当該生徒の保護者への連絡等については、原則その活動主体（学校部活動又は地域移行クラブ）の担当あるいはその責任者が行う。しかしながら、学校において学校部活動と地域移行クラブが並行して活動している最中に、地震等大きな災害が発生した場合など、緊急性の高い状況下においては上記原則にとらわれず、できるだけ速やかに保護者に連絡できるよう配慮する。

（３）熱中症への対応について

夏場の活動においては、活動の内容や気象状況に応じてリスクが高まり、命の危険に直結することから、スポーツ・文化芸術活動の実施に当たっては、適切な対応が求められる。

特に運動部活動及び運動地域移行クラブについては、活動前に毎回、暑さ指数（ＷＢＧＴ）を計測・確認するとともに、気候の変化に注意しながら、活動中適宜、計測・確認する。

佐倉市立 中学校
部活動の活動方針（例）

《学校教育目標》

学校教育目標を記載

※校長はガイドラインに則り、活動方針を策定する
※様式指定はなく、学校独自のもので構わない
※策定した活動方針については HP 等で公表する

《部活動の基本方針》

○特色

- ・学校や地域の特性を活かした運営方針
- ・顧問の構成や考え方
- ・生徒の雰囲気や取組状況 など 独自の特色について記載

○適切な指導

- ・科学的なトレーニングや合理的な指導法を推進
- ・ハラスメント防止に向け校内研修を実施 など 具体例を記載

○適切な活動時間（記載内容例↓）

- ・「佐倉市部活動の在り方に関するガイドライン」に準拠した活動時間や休養日を明記

○安全管理（記載内容例↓）

- ・連絡体制について
- ・安全点検について
- ・熱中症について など 安全に関する内容を記載

《その他》

※上記に当てはまらないもので周知が必要なものがあれば記載

佐倉市立 中学校 ●●部 年間計画（例）

《学校教育目標》

学校教育目標を記載

※顧問は年度初めに年間計画表を校長に提出する
 ※様式指定はなく、学校・部 独自のもので構わない
 ※地域移行クラブの場合は活動方針や目標などをクラブ指導者と共有する

《活動方針・目標》

・教育目標との関連も含め、部の目指す方向性や目標等を記載

《年間計画（参加大会や練習方針など）》

R6年度	内 容
4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

〇〇部 〇月 活動計画表（例）

日	曜	練習時間	活動内容	備考
1	月	休み		
2	火	15:20～16:30	通常練習	
3	水	15:20～16:30	通常練習	生徒委員会
4	木	15:00～16:30	通常練習	
5	金	15:20～16:30	筋力アップトレーニング	広場集合
6	土	8:30～11:00	通常練習	地域移行ク
7	日	休み		
8	月			
9	火			
10	水			
11	木			
12	金			
13	土			
14	日			
15	月			
16	火			
17	水			
18	木			
19	金			
20	土			
21	日			
22	月			
23	火			
24	水			
25	木			
26	金			
27	土			
28	日			
29	月			
30	火			
31	水			

※顧問は翌月の計画表を校長に提出する

※様式指定はなく、保護者及び部員に配付する月予定でかまわない

※部活動ガイドラインに準拠した活動時間・休養日となっているか確認

※地域移行クラブの場合は活動の主体がわかるように明記する